

山形県産米粉利用助成事業募集要項【二次募集】

1 趣旨

山形県利用拡大“米粉チャレンジ”事業実行委員会は、県産米粉を使用した米粉商品の消費拡大を図るため、小麦粉等の代替として県産米粉を使った新商品の開発や県産米粉食品の増産に伴う使用量増加分の原料米粉について、予算の範囲内で助成を行います。

2 実施主体 山形県利用拡大“米粉チャレンジ”事業実行委員会

〔 運営管理者：山形県
運営委託先（事務局）：シー・キャド株式会社 〕

3 助成事業の概要

(1) 支援対象者

- ① 県内に主たる事業所を有する食品製造業者（農産加工事業者を含む）
- ② 県内に主たる事業所を有する食品販売業者（農産物直売所を含む）
- ③ 県内に店舗を有する飲食店（農家レストラン等を含む）

(2) 支援対象経費

以下のいずれも満たすもの

- ① 県産米粉を使ったパン、麺、洋菓子、そうざい等の原料
- ② 令和3年9月1日以降に開発した新商品（米粉の配合割合の増加含む）又は前年同時期（令和3年9月1日～令和4年2月末日）以降に増産した県産米粉商品の原料とする県産米粉の購入経費
- ③ 令和4年9月1日～令和5年2月末日までに製造・販売する商品に使用するために令和4年9月1日～令和5年2月15日までに購入した県産米粉の購入経費

なお、申請が予算額を超えた場合は、満額の助成とならない場合があります。また、「米粉用米（新規需要米）」を原料としている場合を優先的に助成します。

(3) 助成単価

3の(2)の米粉購入単価の1/2又は下記のいずれか低い方（ただし1事業者上限100万円、消費税は含まない）

- ・助成対象期間の県産米粉使用量が0.5トン以上の事業者：100円/kg
- ・助成対象期間の県産米粉使用量が0.5トン未満の事業者：130円/kg

(4) 助成要件

県が令和4年11月下旬～令和5年2月末まで主催する米粉の販売促進キャンペーンに参加し、当該商品を含む米粉食品を対象商品としてください。

(5) 助成期間

令和4年9月1日（木）～令和5年2月28日（火）

(6) 事務局

〒990-0031 山形県山形市桜田西3-6-7

シー・キャド株式会社
TEL：023-626-3330
FAX：023-635-6018
メール：komeko@c-cad.jp

4 申請

2の(1)支援対象者(以下「申請者」という。)が、本事業による支援を受ける場合は、以下により必要な書類を3の(6)の事務局あて提出してください。

【提出書類】

- ①山形県産米粉利用助成事業申請書(様式第1号)
- ②前年度より使用量が増加する県産米粉分の使用見込量及び購入単価が分かる資料
- ③前年度の使用量が分かる資料 ※新商品での申請の場合は必要なし

【提出方法】 郵送、メールのいずれかにより提出

- ※ 郵送の場合は封筒に朱書きで、電子メールの場合は件名に「山形県産米粉利用助成事業申請書 在中」と記載してください。
- ※ 提出いただいた書類は返却しませんのでご了承ください。

【申請受付・交付決定等について】

事業開始より事務局において申請を受け付け、順次交付決定し、申請者に通知します。

【申請期限】 令和4年12月20(火)とします。

5 実績報告

申請者は、令和5年2月28日(火)必着で下記資料を添付して、「山形県産米粉利用助成事業実績報告書」(様式第2号)を事務局まで提出してください(提出先及び提出方法については3と同様とします)。

- (1) 県産米粉の購入数量及び支払額がわかる資料(請求書等)

6 支払

事務局は、申請書、決定通知書(予算の範囲内で行う事業となりますので、申請額満額の助成とならない場合がありますのでご了承ください)、実績報告書等を照合し、内容に不備や疑義がなければ、申請者に対して確定通知を送付するとともに、確定通知から起算し15日以内又は令和5年3月15日までのいずれか早い日に代金を指定口座に振り込みます。

なお、決定通知後に米粉の原料米が米粉用米(新規需要米)でないことが明らかとなった場合は速やかに申し出てください。

7 問い合わせ先 3の(6)の事務局(シー・キャド株式会社)

(様式第1号)

山形県産米粉利用助成事業申請書

令和 年 月 日

山形県利用拡大“米粉チャレンジ”事業実行委員会 御中

事業主旨に賛同し、募集要項第4により標記事業について下記のとおり申請します。

記

1 申請者

所在地	〒 -		
事業者名			
代表者職・氏名			
担当者職・氏名			
電話番号	-	FAX番号	-
メールアドレス			

2 実施計画

製造期間	月 日 () ~ 月 日 ()	
県産米粉の仕入先		
県産米粉の原料米について	米粉用米・米粉用米ではない(又は不明)	
対象期間 ^{※1} の県産米粉使用量見込み	A	kg
前年同時期 ^{※2} の県産米粉使用量実績	B	kg
県産米粉購入単価	C	円/kg
助成単価 C×1/2 又は※3の低いほう	D	円/kg
助成額 (A-B)×D 又は※4の低いほう	円	
新規又は増産する商品名	1個あたりの県産米粉使用量×製造個数	

※1:令和4年9月1日~令和5年2月28日 ※2:令和3年9月1日~令和4年2月28日

※3:助成上限単価:助成対象期間の県産米粉使用量が0.5トン以上の事業者:100円/kg、0.5トン未満の場合130円/kg

※4:助成上限額:1事業者上限100万円

(様式第2号)

山形県産米粉利用助成事業実績報告書

令和 年 月 日

山形県利用拡大“米粉チャレンジ”事業実行委員会 御中

住 所

報告者 氏 名

担当者 氏 名

連絡先 - -

(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

このことについて、事業が完了しましたので、下記のとおり報告いたします。

記

1 事業実績

製 造 期 間	月 日 () ~ 月 日 ()	
県産米粉の仕入先		
県産米粉の原料米について	米粉用米 ・ 米粉用米ではない(又は不明)	
対象期間 ^{※1} の県産米粉使用量実績	A	kg
前年同時期 ^{※2} の県産米粉使用量実績	B	kg
県産米粉購入単価	C	円/kg
助成単価 C×1/2 又は※3の低いほう	D	円/kg
助成額 (A-B)×D 又は※4の低いほう	円	

※1:令和4年9月1日~令和5年2月28日

※2:令和3年9月1日~令和4年2月28日

※3:助成上限単価:助成対象期間の県産米粉使用量が0.5トン以上の事業者:100円/kg、0.5トン未満の場合130円/kg

※4:助成上限額:1事業者上限100万円

新規又は増産した商品名	1個あたりの県産米粉使用量×販売個数

※ 県産米粉の購入数量及び支払額が分かる資料（請求書等）を添付すること。

2 振込先口座情報

金融機関名		本・支店名	
預金種別	普通・当座	口座番号	
口座名義人	(フリガナ)		

※ 通帳の写しを添付してください。（表紙及び1ページ目）

※ 登録申請内容に変更が生じた場合は、速やかに事務局までご連絡ください。